

2020年12月3日制定

2021年11月2日改訂

2022年1月14日改訂

学校法人京都薬科大学 危機管理対策本部

新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応指針

新型コロナウイルス感染拡大防止と本学における教育・研究活動の遅滞を最小限に止めるために、新型コロナウイルスの感染者（以下、「感染者」という。）が発生した場合の対応を下記のとおり定めることとする。

ただし、爆発的に感染が拡大している状況下において、保健所が適時の対応を指示した場合は、それにより行動するものとする。

記

1. 基本方針

感染者が本学キャンパスでの教育・研究活動及び課外活動に参加していたことが判明した場合、速やかに濃厚接触者や利用施設等を特定するとともに、直ちに必要な措置を講じ感染の拡大防止に努める。

2. 本対応指針の対象となる活動

本対応指針の対象とする教育・研究活動及び課外活動は以下のとおり。

(1) 教育活動

本学キャンパスにおける講義、演習、実技、学内実習及び試験。

※学外実務実習において感染者が発生した場合の対応については、近畿地区調整機構の対応方針に基づき対応するものとする。

(2) 研究活動

学部の「総合薬学研究」、大学院の「課題研究」「薬科学研究演習」及び教育職員・研究員・研修生等の研究活動。

(3) 課外活動

本学で公認している部活動及びサークル活動。

3. 感染者が発生した場合の対応方針

以下に定める対応方針は、感染事例発生時に取るべき暫定的措置とする。日数等の措置は、保健所からの指示により変更となることがある。

なお、本指針の「感染者」は有症状の場合は新型コロナウイルス発症日 2 日前以降の

者、無症状の場合は PCR 検査での陽性確定に係る検体採取日 2 日前以降の者を指す。「濃厚接触者」は京都市又は当該学生及び職員が居住・活動する地域の行政の定めによるものとする。

注) 厚生労働省では濃厚接触者について「必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m 程度以内）で 15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。」としている。

<共通方針>

- 感染者及び濃厚接触者に該当する学生・職員等の登校・出勤については、「新型コロナウイルス感染予防・感染時の対応マニュアル」の定めに従い判断する。
- 感染者が発生した場合、保健所と緊密に連携し、速やかに施設の消毒や感染拡大防止策を講じる。

(1) 教育活動

①感染者が講義・演習に出席していた場合

- i) 感染者が出席していたクラスの講義・演習の座席表や感染者の行動履歴を庶務課を通じて保健所に提出し、濃厚接触者の特定や施設の消毒等の指示を仰ぐ。
- ii) 保健所の指示に基づき、施設の消毒等を実施する。
- iii) 保健所が当該クラスの休講等が必要と判断した場合、指定された期間、休講措置を講じる。休講となった講義・演習については、後日オンデマンド配信する。
- iv) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則 **10 日間**は登校・出勤を禁止とするが、PCR 検査で陰性が確認できた場合は、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

②感染者が学内実習・実技に参加していた場合

- i) 感染者が出席していたクラスの実習・実技の座席表や感染者の行動履歴を庶務課を通じて保健所に提出し、濃厚接触者の特定や施設の消毒等の指示を仰ぐ。
- ii) 保健所の指示に基づき、施設の消毒等を実施する。
- iii) 保健所が当該クラスの実習中断等が必要と判断した場合、指定された期間、実習・実技を中断する。中断となった実習・実技については、後日追実習・実技を実施する。
- iv) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。また、濃厚接触者について

ては、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則 10 日間は登校・出勤を禁止とするが、PCR 検査で陰性が確認できた場合は、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

③感染者が試験に参加していた場合

- i) 感染者が出席していた学年の試験の座席表や感染者の行動履歴を庶務課を通じて保健所に提出し、濃厚接触者の特定や施設の消毒等の指示を仰ぐ。
- ii) 保健所の指示に基づき、施設の消毒等を実施する。
- iii) 保健所が当該学年の試験中断等が必要と判断した場合、指定された期間、試験を中断する。中断となった試験については、後日実施する。
- iv) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則 10 日間は登校・出勤を禁止とするが、PCR 検査で陰性が確認できた場合は、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

(2) 研究活動

①感染者が分野・センター等における研究活動に参加していた場合

- i) 感染者が入室していた研究室は、感染者の行動履歴を庶務課を通じて保健所に提出し、濃厚接触者の特定や施設の消毒等の指示を仰ぐ。
- ii) 保健所の指示に基づき、施設の消毒等を実施する。
- iii) 保健所が当該分野・センター等の研究活動の停止が必要と判断した場合、指定された期間、研究活動を停止する。
- iv) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則 10 日間は登校・出勤を禁止とするが、PCR 検査で陰性が確認できた場合は、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

<感染者発生に備えた分野・センター等での活動記録管理>

感染者が発生した場合、分野・センター等の職員は、当該分野・センター等の職員及び学生の入室記録等（以下の i）及び ii）の記録）を速やかに庶務課に提出すること。そのために、以下の活動について日々遺漏なく記録すること。

- i) 研究室での活動記録（入退室時刻を確認できるもの。教務課に毎週提出しているものと同じ様式で可）

- ii) 共同利用施設（共同利用機器センター、BSRC、RI センター）での活動記録（入退室ノート等に記録した利用履歴）

②感染者が本学キャンパス外の施設で行われた研究活動に参加していた場合

感染者が本学キャンパス外の施設で行われた研究活動に参加していたことが判明した場合、感染者が発生した事実について、直ちに庶務課から当該施設に連絡を入れるとともに、当該施設と密に連携を取りながら感染拡大防止に取り組む。

(3) 課外活動

①感染者が学内における課外活動に参加していた場合

- i) 感染者が参加していた部及びサークルの課外活動を最低限 3 日間活動停止とする。
- ii) 活動記録表や感染者の行動履歴を庶務課を通じて保健所に提出し、濃厚接触者の特定や施設の消毒等の指示を仰ぐ。
- iii) 保健所の指示に基づき、施設の消毒等を実施する。
- iv) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則 10 日間は登校・出勤を禁止とするが、PCR 検査で陰性が確認できた場合は、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

②感染者が本学キャンパス外で行われた課外活動に参加していた場合

- i) 感染者が参加していた部及びサークルの課外活動を最低限 3 日間活動停止とする。
- ii) 学外で活動を共にした団体に対して、感染者が発生した事実を速やかに連絡する。
- iii) 活動記録表や感染者の行動履歴を庶務課を通じて保健所に提出し、濃厚接触者の特定等の指示を仰ぐ。
- iv) 感染者については、治癒するまで登校・出勤禁止とし、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。また、濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則 10 日間は登校・出勤を禁止とするが、PCR 検査で陰性が確認できた場合は、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

<感染者発生に備えた学生課での活動記録管理>

学生課は、各団体に日々の活動記録（参加者の健康管理、活動内容）を作成するよう指導し、定期的（週に1度）に提出させること。また、感染者が発生した場合は、速やかに学生課に活動記録を提出するよう指導すること。

4. 濃厚接触者が発生した場合の対応方針（学内に感染者がいない場合）

本学学生及び職員が学外感染者の濃厚接触者となった場合は、「新型コロナウイルス感染予防・感染時の対応マニュアル」に則り、原則 **10日間**は当該濃厚接触者の登校・出勤を禁止する。ただし、PCR 検査で陰性が確認できた場合は、主治医（又は保健所）及び大学の許可を得てから登校・出勤を可能とする。

なお、濃厚接触者が本学における活動に参加していた場合は、原則として活動の中断や停止、施設の消毒は行わない。

以上